

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第 38 回 議会運営委員会			
開会日時	令和 4 年 3 月 28 日 午前 9 時 00 分 開会			
	令和 4 年 3 月 28 日 午後 10 時 46 分 閉会			
場 所	第 1 委員会室			
出席者数	委員定数 6 名中 出席者 6 名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	國岡 浩祐
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	1、議 題 (1) ハラスメントの防止及び禁止に向けた取組について (2) 発言取り消し・訂正申出書の様式の一部改正について (3) 地域懇談会について (4) 常任委員会所管事務調査申出書について 2、その他			

3、経 過

【開会 9:00】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) ハラスメントの防止及び禁止に向けた取組について

○熊高委員長

ハラスメントの防止及び、禁止に向けた取組についてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(資料について説明)

○熊高委員長

意見はないか。

○大下委員

資料の1から4番目までは議員必携に書いてある。議員必携を読めばハラスメントをしてはいけないことは分かりきったことだと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山根委員

研修を年1回とか定期的に行うことによって、それぞれが認識を新たにすることが必要ではないか。

○山本優委員

ハラスメントは基本的には各個人の認識の問題だと思う。体制整備については、受付窓口を設けるか、毎月の全員協議会で報告するなどの整備で良いのでは。

個人の認識の問題と思うし政治倫理規定もあることから、受付体制を整えるので良いのではないか。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山根委員

窓口は必要だと思う。ただし、事務局職員も該当するため、事務局の職員も対応した窓口が必要ではないか。

資料4番目にある政治倫理規定、議会基本条例の一部改正について、今回の研修の講師、または審査会の委員から何か気づき等何かあったか。あったのであれば聞かせてほしい。ある程度見直しができるところがあるのであれば見直しを考えるほうが良いのではないか。

○熊高委員長

今の意見に対し事務局から説明はないか。

○國岡事務局次長

資料案を作成した背景を説明する。山根委員から質問のあったことについて、助言等は特に受けていない。

ハラスメント研修で配布資料がある。北海道の江別市は内部相談窓口をつくり、議会事務局長または議会事務局次長が窓口を担当している。

群馬県ではハラスメント研修の実施のほか相談窓口の設置をしている。

次に要綱だが、愛知県の犬山市が要綱をつくっているが、本

市の倫理規定に似ている。事案の調査や対応措置、ハラスメントの防止など盛り込まれている。

島根県浜田市が政治倫理条例の一部改正を行い、倫理の基準を追加している。

愛媛県松山市が、政治倫理要綱にハラスメント防止規程を整備をしたという経緯があったことから、この資料を作成したものである。

資料の2番、3番については、一昨年の10月から、居眠り・恫喝の問題による前議会からの申し送りや今回の研修の開催についてHPで発信している。必要によっては現体制でも発信が必要ではないかと思ったことから提案させていただいた。

○熊高委員長

質疑はないか。

○山本優委員

相談窓口を設置するというのが1番ポイントではないか。設置するには倫理規定の一部変更が必要ではないか。

○児玉副委員長

窓口が必要ではないか。年に1回ぐらい研修をやることは必要ではないか。

○熊高委員長

議長意見はないか。

○宍戸議長

ない。提案しているとおりである。

○熊高委員長

まだ全員協で取り上げないのか。

○森岡事務局長

4月1日の連絡会で話をさせていただくようになる。

○熊高委員長

全員協で議論の状況を報告して、また皆から意見を聞くという流れで今日のところはよいか。

○國岡事務局次長

今回議論した内容を全員協議会で決定し、今後の取組を決めていくことになるが、1月に研修を開催し、全員協議会で研修の各議員の報告書と今後の議会の取組を決めていくことになっているので急ぐ必要があると思う。

そして先日、倫理審査会で事案が生じているため議会としてもそのようなことが二度とないように取り組んでいるという広報が必要になると思い、こういったスケジュールで考えさせていただいている。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○金行委員

年に1回の研修と窓口を作るという方向でいけばどうか。次の全員協議会である程度方向性を出したほうが良いと思う。

○山根委員

市議会の政治倫理規程の中に、ハラスメントについてはセクシャルハラスメントという文言でしか上がっていない。

今回、パワハラ、マタハラ、全てを包含してハラスメントという研修であった。

今回問題になったのがパワハラであったこともあり、ハラスメントとしての扱いを、倫理規定を改正するのであれば考えを盛り込んでいく必要があるのではないか。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

事務局からあったが、4月1日に報告をし、皆さんの意見をいただいて、最終的にまとめていくということだが、今日出た意見をまとめて、全員協議会に提案をしていく。そこで皆さんの意見を聞いて、また、議会運営委員会をして最終的なまとめに近づけていくという流れにしたいと思うが、意見がないか。

○山本優委員

全員協議会で決定しても良いのではないか。

○熊高委員長

可能ならそうしたいが、どのような意見が出るか分からない。皆さんの意見を聞く中で必要なら議運でまとめていきたいと思うが、事務局の意見を伺う。

○國岡事務局次長

全体的な方向性を決めていただいたら、今度は窓口事務として、簡単なルール等周知徹底が必要になってくると思うので、議会運営委員会で大体のルールを運用し、全員協議会で確認してからのスタートとなるので、まずは大きな方向性を決めていただきたい。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

それではまとめていく。

ハラスメントの防止及び禁止に向けた取組については、本日の資料や意見を追加等整理し、4月1日の全員協に提案し、可能であれば一定の整理をしていきたい。詳細の取組、事務的なことも整理が必要。そのような流れで4月1日に向けて提案をすることに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(2) 発言取り消し・訂正申出書の様式の一部改正について

○熊高委員長

発言取り消し・訂正申出書の様式の一部改正についてを議題とする。事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(配布している書類「発言取り消し・訂正申出書」「発言取消しの申し出」により説明)

○熊高委員長

意見はないか。

○金行委員

事務局に聞いてみるが、取り消しは申請書を書けばいいが、発言を取り消したとして侮辱罪の取扱いはどうなるのかご存じなら伺いたい。また、発言での侮辱罪はどの程度の罪になるか、事務局で調べていたら伺いたい。

○國岡事務局次長

一般的なものだが、対議員間においては、3日以内に議員からの申告により、懲罰関係の取扱いについて諮ることになる。その一定期間が過ぎると、懲罰から該当が外れる。その期間が過ぎた後は、議員間で取り消すかどうかを本会議で諮るようになる。

るが、例えば最終日だった場合は、前回、措置を設けたように本会議終了から1か月以内に取消しができるようになってい
る。取消しが議決された場合は取り消した部分と、それに関する
答弁や発言は一切公開のものから削除される。

ただし、原本に残るのと言った事実だけは残るので、影響す
ることがないとは言い難い。

地方議員は国会議員と異なり、発言の免責特権は無いので、
発言については、今まで以上に細心の注意を払っていただき
たい。

○熊高委員長

理由をつけるという様式の変更のみでよろしいか。

確認だが申請書内の二重書きの部分に丸付けするのが難しか
ったが、取り消しと訂正を別々にすることはできるか。

○藤井係長

Word のフォームの作り方によるものだと思う。様式について
再度確認する。

○熊高委員長

お諮りする。発言の取り消し・訂正申請書の様式の一部改正
について、申請書様式に理由を追加することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(3) 地域懇談会について

○熊高委員長

続いて地域懇談会についてを議題とする。

前は、日程について協議いただいた。今回は懇談会の進行
についてなど詳細について協議いただきたい。

事務局に説明を求める。

○藤井係長

(「令和4年度 安芸高田市議会による地域懇談会実施要領」

「地域懇談会で協議いただきたい主な事項」について説明)

○熊高委員長

意見はないか。

○山本優委員

前回、時間が大分足らなくなることがあったので、挨拶は議
長だけの挨拶にして、各常任委員会の説明、報告は要らないの
ではないか。議長挨拶の後、進行の説明をし、意見交換に入っ
たほうがいいのではないかと。最後にまとめるにしても10分の自
由時間では1人喋ったら終わってしまうのでその設定をどうす
るかである。

この2つの議題で全てやった方がたくさん意見が出ると思う
がいかがか。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

資料のタイムスケジュールを見ながら整理をしていただきたい。
今山本委員の提案によると、タイムスケジュールの第一部
の、議会運営委員会の報告はこの取組についても触れる必要が
あると思うので、短くても必要だと思うが、次の常任委員会報
告を省略したらどうかという提案だったと思う。

市長と議会の関係について、これは第二部へつながるような議長の発言になると思うが、これは短くてもする必要はあると思うが、こういった視点でもう一度意見交換いただきたい。

○金行委員

委員長、山本委員言われたように、第一部は2番目の常任委員会の報告はやめて、議会運営委員会の報告と、市長と議会についての議長報告でよいのではないか。

○熊高委員長

参考資料のような委員会報告、活動報告等の文章を付けることで省くことができるのではないか。

○藤井係長

例えばこの元年度のパンフレット、5ページから7ページ、ここを、令和3年度のものに変えてパンフレットにつけて紹介にかえるということか。

○熊高委員長

そうすれば端折ってもいいのではないか。議長の挨拶の中では、さっき言ったところはしっかり言っていただく必要があると思う。

タイムスケジュールの第一部の常任委員会報告は、資料にあるというふうにしたいがよろしいか。

○藤井係長

議会運営委員会の総括報告の取扱いはどうするか。

○熊高委員長

基本的にここに書いても構わないが、今日の取組の趣旨を報告する程度にすれば短くて済む。この運営を、議会運営委員会が主催しているということだけをいう程度でいいのではないかと思うがいかがか。

(よい)

そのイメージで事務局に整理いただきたい。

第一部は10分間で収まるように、そういった工夫をするということにさせていただく。

○國岡事務局次長

第一部の議会運営委員会の総括報告のところは、前年度の懇談会で出された意見を市民に返す必要があるだろうということ、どのように市民に返すかということに重きを置いて、説明の時間をとった経緯がある。今回、2年空いているので、新たにリセットして始めるといった方向性で進められれば、一部についてはかなりコンパクトにして構わないと思う。

○熊高委員長

事務局にも了承いただいたので第一部はそのようにさせていただく。第二部のテーマ別懇談会についてこの2つのテーマに絞ったがこのとおりでよろしいか。

(よい)

事務局もこちらでよろしいか。

(よい)

第三部の市政に対する自由な意見については班長のまとめ次第になると思う。

閉会行事は5分だがここはどうなるのか。

○國岡事務局次長

閉会行事は副議長に毎回コンパクトに挨拶している。

この地域懇談会で、細心の注意を払って運営いただきたいのが、資料の2ページ、1番の(3)になるが、議運の委員長からも、説明いただくが、発言は簡素にお願いします、発言時間が長い場合は、発言を終了していただくことがありますので御了承くださいというところで、来られた皆さんに発言意見を言っていたかどうかということで、一人の市民だけが長いあいだ発言しないよう配慮いただきたい。

今までの懇談会のアンケートで良かった点は、しっかり私の声が伝えられたということと、いろんな人の意見・考え方を聞いてよかったというところがあるので、この最大の長所を消すことなく運営していただきたい。

○熊高委員長

表紙も工夫して検討いただきたい。

他に意見はないか。

○児玉副委員長

実施体制は前回と同じか。

○藤井係長

同じである。

○児玉副委員長

前回、先川議員と同じグループだったが、向原町に行ったとき、向原町の議員同士なら散らばった方がいいのではないかとされた。地域で重なっている班は散らばった方がいいのではないか。

○熊高委員長

自分の班を見ていただきたい。

暫時休憩する。

休 憩 9:53

(体制について調整)

再 開 9:58

○熊高委員長

再開する。

先ほど、児玉副委員長から班編成について、一部変更をしたほうがいいのかということで、皆さんの御意見をいただいたところ7番の実施体制の中で、5班編成のところの児玉副委員長を1班が4班に、4班の石飛副議長さんが1班に移動するというようにする。3班編成のところをどうするか。

暫時休憩する。

休 憩 10:00

(体制について調整)

再 開 10:04

○熊高委員長

再開する。

班編成についても一度確認をする。

5班編成の児玉副委員長が4班に移動。4班の石飛副議長が1班に移動。3班編成の先川議員が3班から1班へ、山本優議員が1班から3班へ移動するというところでよろしいか。

(よい)

換気のため、10時15分まで休憩とする。

休憩 10:06

(換気休憩)

再開 10:15

○熊高委員長

再開する。

8番の広報について、事務局から説明する。

○藤井係長

(資料について説明)

○熊高委員長

意見はないか。

(なし)

意見なしと認め、広報についても4月から行うということで事務局に一任していくことでよろしいか。

(よい)

(4) 常任委員会所管事務調査申出書について

○熊高委員長

常任委員会所管事務調査申出書についてを議題とする。

所管事務を行う際の今後の取扱いについて、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(資料について説明)

○熊高委員長

ただいまの事務局の説明に対して意見はあるか。

○山本優委員

何をどのように何のために調査するということが書いてあるが、今のところ、執行部がやることについて何の説明もないため、説明を求めることから始まるのではないかと思うが、その説明を求めるのは何のためにかとかいう理由には、説明がないから説明を求めるということになるケースがあると思う。最近の執行部との関係でいえば、そういうところが多々あるように思うが、何をどのように何のためにまでの理由が要るのか。

○森岡事務局長

これは報告がないからということでの話ではない。所管事務調査をする上で、委員会がどういった調査をするかを委員間でも明確にして、執行部に説明を求めるためのものである。漠然と説明を求めること自体がおかしい話。

ただ、こういったことの中身の説明を受けたいと、深くこれを調査していきたいというための様式として考えていただきたい。

○金行委員

今までに所管事務調査の時、何件か提出していたが、その中で今回はこのことを深く詰めたいと思うときにこの用紙を提出するというところで理解してよいか。

○國岡事務局次長

今言われているのは、閉会中の継続調査の案件なので、調査事項については、議決をしているためそのままできる。

ただ、実際、所管事務調査をするときに、例えば調査をしたいという委員の方は、どういった調査をしたいということをお持ちだと思うが、それがまず委員会全体としての共通認識が出来てないのが一つ。

それから確実に書類で出すことにより、委員会としてこうい

った調査をしたい、こういった資料を出してほしいということ
を事前に伝え、より充実した調査ができるということにつなが
ると思っている。

これをこのたび出したのは、12月、3月定例会のときもそう
だが、執行部との調整がなかなかうまくいかない部分が一つあ
った。

それともう1点、過去には非常に言いにくいですが、委員会から
執行部に対して報告、調査を求めて、執行部から莫大な資料を
作ってもらったことがあったが、全く質疑もなく説明だけで終
わったようなケースもあった。

依頼しておきながら質疑もないということもあったので、そ
こは委員会として、かなり重い権限を持っているため、委員全
員が同じ方向に向かって委員会を迎えてほしいということで、
こういった様式をこのたび提案している。

暫時休憩する。

(局長退席)

○熊高委員長
休 憩 10:27
再 開 10:29

○熊高委員長
○大下委員

再開する。

先ほど来、意見が出ているが所管事務調査をあえて委員会で
やるということは、基本的には執行部の説明が不明な点、不足
点があるからあえて委員会で調査するので、中身についてど
うこうじゃなく、その中身についてを委員会の中でやりとりす
るわけなので、最初からこの書類出せというのは私は無理など
があるのではないかと思う。

確実にこの部分だけ出してほしいというのは分かるが、執行
部の答弁に対して、委員会として進めていく中においては書類
として出してほしいということが出来ない場合が多々あると思
う。我々も市民に返さないといけない。そのための調査をする
わけである。

それを前もって紙で出せというのは、私は不可能だと思う。

そのために所管事務調査をするわけで、その中でいろんな問
題が出てくると思うので、それを執行部が何をどのように何の
ために調査するのかと聞かれても困る。

我々も委員会でやったことを市民へ返さないといけない立場
なので、それを調査するので執行部も応じてもらわないといけ
ない。

○國岡事務局次長

今、大下委員がおっしゃったことも確かにある。事務局とし
て、先日来話をする中で大きな課題が二つあり、一つはどうし
ても執行部と調整をするときに、まず委員がこういった調査を
したいといったときに、委員長も内容が十分不明確だったり、

事務局もまた不明確だったりして、執行部へどういった説明をしてほしいのかということが非常に伝わりにくいというのが一つある。

もう一つは、現状として各委員が調査したいことが、それぞれ委員会で確実に吸い上げるような仕組みになっていないため、委員会として調査が必要かどうかというところを確実に吸い上げてないのではないかとということ、2点ほど、課題があると思い提案をしているものである。

○山根委員

今回の所管事務調査について、総務文教常任委員会の中で、もう一つ事務局の言ってる以外にもう一つ問題があると思う。

市長が所管事務調査10日前に出す、たぶん執行部は受けている、18日に出して、市長が見たのが21日、だから自分は受けてないということで、事務局が考え抜いた挙げ句にその所管の1点については、遅れて15日に出していただいた。

そういうところで、はっきりと向こうにも出したということを確認させる意味でも、こういうものをつくったほうがいいのではないか。そういう意味では私も議運に入らせていただいて、所管事務調査、権限があるのでしっかりとさせていただきたい。そのためには委員から、意見を吸い上げるというのがきちりと出来てないところはあったかと思うが、LINEを使い内容についてはまた本人から聞く中で、私なりにもわからないところもあり事務局との協議を本人にやってもらったということがある。

委員会の中で、もっと把握していかないといけないという意味では、ここまで詳しくということ、これは1番完璧にいろいろ書かれた例であると思うので、これに近い形で委員会としてまとめ上げることが必要ではないかと。そうすればしっかりと、調査もできるという意味ではないかと思っている。

少しずつでもしっかりとした所管事務調査をつくり上げていく中では必要なことだと思うが、どこまで委員会として進めていけるかは、足並みそろえてやらせていただければと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

金行議員は予算決算の常任委員長だが、今お二方の常任委員長が発言されたこともあるが、あまり金行委員長のところは、調査というのはないがご意見があれば。

○金行委員

予算決算なので、懇切丁寧にその趣旨と目的の結果報告をしてもらおうぐらいで、予算決算の場合はそれでよいと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山本優委員

私は先ほど言った執行部の報告のことをこれと勘違いして発言したのだが、この委員会の調査及び報告事項の実施における

課題については、基本的にこういうふうにやるのが大事だと思う。

何をどのような、何のために目的を持ってやるようにすれば、執行部からも正しい回答が出てくるのではないかと思う。

○児玉副委員長

この報告事項もあるが、種別のところ、この報告事項のほうにも丸をして出す場合は、ここまでの所管事務まで記入はいらぬという認識でよろしいか。

○國岡事務局次長

ケースバイケースで考えており、今言われたようにこの記入例は、あくまでも所管事務調査のときの完璧な形で書いている。全ての案件をここまでというイメージはしてないので、今言われたように単に報告がなかったのでこの部分について報告を求めるといふところも運用なのだが、最低限この資料が欲しいとか、そういったことが明確に分かるように出せば良いかと。報告事項については、より簡単な運用で進めていただければよいとイメージしている。

○児玉副委員長

それでは先ほどから意見出ているように、やっぱり所管事務は、さっき山根委員長言われたが、私もなかなか委員の中で、共通の認識で同じ調査目的を持っているかというのと、どうも今まででいうと、ちょっとずれが私自身も確かにあると感じている。そういう意味では、こういう形で明確に書いて出していれば、委員の皆さんも分かりやすいのではないかと思うので、所管事務に関してはこういう書き方でやってみるのも一つ試しでは良いのではと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

それでは、それぞれの委員の皆さんに意見いただいた。

先ほど次長が説明したように、大下委員言われたようにここまでするのかという意見もあったと思うが、これは例として完璧に書いたということで、ここまでという思いが大下委員はしたのかもしれないが、基本的には認識を一つにすることも含めて、しっかりと伝わりやすくするという目的で事務局が案を提案してくれたのでこういった方向で進めるということでよろしいか。

○大下委員

基本的に、所管事務調査または報告に対しても、執行部へは我々としても何が聞きたいのだということは前もって説明はしている。だから、ここまでやらないといけぬのかという疑問が出てきたのである。

そこは分かっているほしい。調整はしてないわけではない。ちゃんと執行部との話はしてから調査に入っている。

○熊高委員長

その上での提案だというふうに思っているが、次長何かあれ

ば。

○國岡事務局次長

重々承知している。最終的に駄目になるケースも、トップの判断で変わることもあるので、その過程をしっかりと伝えるために、最終的にしっかりと文字として伝えるために概要でも構わないのでしっかりと記入して、委員会の意思として調整をさせていただきたいと思っている。

○熊高委員長

正副議長から意見はあるか。

暫時休憩とする。

休憩 10:41

(委員長から静粛にするよう注意あり)

再開 10:41

○熊高委員長

再開する。

○宍戸議長

これは事務局のほうでこれまでの課題をいろいろ整理していただいて、このように新たな考え方というか今までと基本的には変わることはないのだが、やはり委員会としての意思疎通をしっかりとしておいて出していくというのが基本になる。それから常任委員会の調査権というのは、自治法9条で決められておる重たいものであるということを再確認していただき、委員会では慎重な対応で臨むという姿勢が要するということを考え、意思確認をしていただければそれでいいのではないかと思う。

当然出すにあたっては、事務局のほうでいろいろ精査していくようにもしている。委員会としてこういう調査をしたいと。そのためにはどういう手続きがいいのかということは事務局と一緒に考えていくことなのでこれでひとつお願いしたいと思う。

○石飛副議長

私も産業建設常任委員会のほうで、報告事項だったか定かではないが、常友住宅の案件から公共施設管理等計画の5年以上、平成28年度に示されて、それから報告がないから新たなものを出してくれと意見を言ってるような状況もあった。

それを考えてみると今までの議会、執行部は、報告、情報をどんどん出してくれてた状況があったと思うが、今は逆に情報をストップして、こちらの議会のほうに資料がなかなか入らないというような状況が余りにも如実に出てくるのではないかと思う。

そうするとやはりマニュアルではないが、事務手続上のかっちりしたこういった申出書を出して本当に執行部から報告案件とか、所管事務調査がしっかりできる体質を議会としてとっていかうという形でいいのではないかと思う。

それでこんなものは出せないということであればちょっといかがかなと思うので、これを進めていただければ良いと思う。

○金行委員

これで出せないということであれば、議長、副議長は表に出

てもらわないといけないのでよろしく願います。

○熊高委員長

ほかに意見はあるか。

(なし)

大方の意見が出尽くしたようなので、事務局が提案した常任委員会所管事務調査申出書の様式に基づいて、今後進めていくということに方向づけを確認したのでそのように進めていきたいと思う。

お諮りする。

常任委員会所管事務調査申出書については、先ほど提案があった様式において進めるということに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

2、その他

○熊高委員長

続いて、その他の項に入る。

委員の皆さんから何かあるか。

(なし)

事務局はどうか。

(なし)

その他の項を終了する。

以上で本日の議事は全て終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 10 : 46】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長